

# 年金 特 大 号 み ん な の 国 民 年 金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務づけられています。

## 第1号被保険者となる人

20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業者、学生、第2号被保険者の配偶者で収入があるため扶養になっていない人。

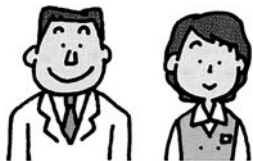


健康推進課年金担当窓口で加入手続きを行います。

国民年金保険料は自分で納めます。

●定額保険料(平成26年度)1ヵ月 15,250円

## 第2号被保険者となる人



厚生年金の被保険者・共済組合の組合員本人。

勤務先が加入手続きをします。

厚生年金・共済組合の保険料を納めます。国民年金保険料もこの中に含まれます。

## 第3号被保険者となる人

厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)。



配偶者の勤務先が加入手続きを行います。

配偶者の加入している厚生年金・共済組合が制度全体として負担するしくみになっています。



## 国民年金の3つの柱

- ① 年をとったら(65歳になったら)  
…………… 老齢基礎年金
- ② 病気や事故などで障がい者になったら…………… 障害基礎年金
- ③ 亡くなった人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に…………… 遺族基礎年金

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基礎年金番号)が交付されます。  
「年金手帳」は、年金に関する手続きの時や、就職した時に必ず提出を求められます。また、国民年金と厚生年金保険共通の手帳となっていて、一冊の手帳で2つの年金制度の加入や脱退の記録がわかるようになっていきますので、加入期間の空白ができるのを防止します。大切に保管してください。

年金手帳を大切に

# こんなときは届け出を

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。  
届出には、年金手帳の他にもご用意いただくものがあります。手続きをされる時は、事前に届出先にご確認ください。

|             | こんなとき               | どうする                         | 届 出 先                                 |
|-------------|---------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 国民年金に入る・やめる | 20歳になったとき           | 国民年金の加入手続きをする                | 第1号被保険者→健康推進課国保年金班<br>第3号被保険者→配偶者の勤務先 |
|             | 会社を退職したとき           | 国民年金の加入手続きをする<br>(被扶養配偶者も同様) | 健康推進課国保年金班                            |
|             | 結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき | 第3号被保険者への種別変更の手続きをする         | 配偶者の勤務先                               |
|             | 配偶者の扶養からはずれたとき      | 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き    | 健康推進課国保年金班                            |
| 保険料を納める     | 口座振替を開始・停止・変更するとき   | 口座振替納付(変更)申出書を提出する           | 銀行・ゆうちょ銀行(郵便局)・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫   |
|             | 保険料を納めるのが困難なとき      | 全額、多段階免除、納付猶予(30歳未満)の申請をする   | 健康推進課国保年金班                            |
|             | 学生で保険料を納めるのが困難なとき   | 学生納付特例の申請をする                 | 健康推進課国保年金班                            |

知って得する

老齢基礎年金増額のポイント

1 60歳から任意加入で増やす

国民年金は、20歳から60歳までの40年間(480月)加入・納付すれば、65歳から老齢基礎年金の満額(年間772800円)を受け取ることができます。うつかり加入・納付を忘れて40年(480月)に満たない方は、60歳から65歳になるまでの5年間国民年金に任意加入することで、老齢基礎年金の受け取り額を満額に近づけることができます。

2 月々プラス400円の付加年金で増やす

国民年金第1号被保険者の方に限り、月々の定額保険料(15250円)に付加保険料(400円)をプラスして納めることで、老齢基礎年金に上乘せされた年金を生涯受け取ることができます。



付加年金(年間受け取り額)の計算式

**200円 × 付加年金保険料納付月数**

【例：付加保険料を5年間納めた場合】

(支払額)

400円 × 5年(60月) = 24,000円



(受給額)

200円 × 5年(60月) = 12,000円(年額)

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受け取れるため、大変お得です。

## 保険料免除制度

離職後の加入や、所得が少なく保険料の納付が困難な方には「保険料免除制度」があります。前年度の所得に応じて、「全額免除」「4分の3免除（4分の1納付）」「半額免除」「4分の1免除（4分の3納付）」を受けることができます。市役所の国民年金窓口で申請をし、年金事務所の承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除されますのでご利用ください。

なお、承認されるとその年の7月から翌年6月までの期間の保険料が免除となります。毎年申請となりますので、翌年以降も引き続き免除を希望される方は、7月以降に新たに申請が必要となりますのでお気をつけください。



## 免除・猶予・未納の違い

|                   | 老齢基礎年金を<br>請求するとき | 老齢基礎年金の計算 | 障害・遺族年金を<br>請求するときには | 後から保険料を<br>納めるとき         | 納付する保険料<br>平成25年度単価 |
|-------------------|-------------------|-----------|----------------------|--------------------------|---------------------|
| 全 額 免 除           | 受給資格期間に<br>入ります   | 2分の1として計算 | 納付済期間と<br>同じ扱い       | 10年以内なら追納で<br>きます        | 月額        0円        |
| 3 / 4 免 除         |                   | 8分の5として計算 |                      | 4分の3部分は10年以<br>内なら追納できます | 月額   3,810円         |
| 半 額 免 除           |                   | 4分の3として計算 |                      | 半額部分は10年以内<br>なら追納できます   | 月額   7,630円         |
| 1 / 4 免 除         |                   | 8分の7として計算 |                      | 4分の1部分は10年以<br>内なら追納できます | 月額 11,440円          |
| 若年者納付猶予<br>学生納付特例 |                   | 算入されません   |                      | 10年以内なら追納で<br>きます        | 月額        0円        |
| 未            納    | 受給資格期間に<br>入りません  |           | 2年を過ぎると納付で<br>きません   |                          |                     |

※ 3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がつきます。

## 65歳から老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年の受給資格期間を満たした人が65歳になったときから受けられる年金です。

### 年金を受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、すくなくとも25年以上の受給資格期間が必要です。受給資格期間には次のような期間が含まれます。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間（会社員・公務員）
- ③ 第3号被保険者期間（会社員・公務員に扶養されている配偶者）
- ④ 保険料の免除期間
- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金などの加入期間
- ⑥ 任意加入期間やカラ期間

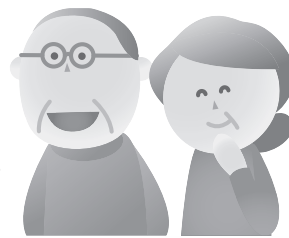
**任意加入** とは…「年金額が満額に達しない」「受給資格期間が不足している」という60歳以上65歳未満の人は、任意加入して、保険料を納めることができます。また、昭和40年4月1日以前生まれて受給資格期間が不足している人は70歳になるまで加入できる特例があります。海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人も任意加入できます。

**カラ期間** とは…年金額には反映されませんが、受給期間として入れることのできる期間です。

- 配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間（昭和61年3月までの期間）
- 国民年金に任意加入しなかった学生の期間（平成3年3月までの期間）
- 若年者納付猶予制度と学生納付特例により保険料を納めなかった期間（追納しなかった場合）



# 年金相談 Q & A



**Q.** 老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間はどのくらいですか

**A.** 65歳から老齢基礎年金を受給するには、20歳から60歳までの間、年金の納付・免除期間を合わせて最低25年(300月)以上の期間が必要になります。ただし、25年は受給権が発生するということで、40年かけないと年金を満額もらえません。また、受給資格期間が足りない方でも60歳から国民年金に任意加入し受給期間を増やすこともできます。

**Q.** 年金を受給していた配偶者が亡くなりました。どのような手続きが必要ですか？

**A.** 年金を受けていた方が亡くなられたときは、死亡届の提出が必要になります。また、まだ受け取っていない年金(未支給年金)があるときは、亡くなられた方と生活をともにしていた遺族の方が受け取ることができます。お亡くなりになられた方の年金証書をご用意の上、年金事務所または、健康推進課国保年金班にてご相談ください。

**Q.** 今年で20歳になりましたが、まだ学生です。国民年金に加入する必要はありますか？また、保険料は納めないといけないのですか？

**A.** 学生であっても20歳になれば年金に加入する必要がありますが、保険料の納付については、収入のない学生のために学生納付特例制度があり、10年以内であれば納付をすることができます。学生証の写しを持って市役所で手続きを行ってください。なお、学生納付特例は毎年更新手続きが必要となります。4月以降手続きができますので、お忘れのないようご注意ください。

**Q.** 今年60歳になりました。仕事を辞め、収入がなくなつたため国民年金を払い始めたいのですが、65歳にならないと請求できないのですか？

**A.** 国民年金は、基本的に65歳の誕生日の前日から請求ができるようになりますが、繰上げ請求といって60歳から65歳の間に請求できる制度もあります。ただし、繰上げ請求をされた方は65歳到達までの月数に応じた割合で減額された年金を受け取ることになります。また、減額された年金は65歳を越えても引き上げることがないなど、制限が設けられますので内容を確認し、請求するよう注意してください。

**Q.** 夫が仕事を辞めました。年金の手続きはどのようにすればよいのですか？

**A.** お仕事を辞められた方が60歳未満であれば国民年金に加入する必要があります。また、奥さんが3号被保険者であった場合も1号被保険者の届出が必要になります。お忘れのないように年金事務所または、市役所にて手続きを行ってください。

## お得です。口座振替早割制度

口座振替は、通常「当月保険料を翌月末引き落とし」ですが、「早割制度(当月保険料を当月末引き落とし)」を利用すると、月額50円割引され、お得です。

月額 15,250円 → 15,200円

◎ 問い合わせ先 佐伯年金事務所  
健康推進課国保年金班

☎0972-22-1970  
☎82-4111 内線132